

業務及び財務等審議専門部会に付託された事項の審議結果について

1. 国立大学法人分科会

第36回（平成27年2月24日開催）

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会の下に置かれた「業務及び財務等審議専門部会」が開催され、以下の審議を行った。

(1) 国立大学法人の長期借入金及び長期借入金償還計画の認可等について

国立大学法人法第33条第3項及び第34条第2項の規定に基づき、文部科学大臣は、国立大学法人等の長期借入金及び長期借入金償還計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

- 平成27事業年度における長期借入金の認可については、①国立大学財務・経営センターからの借入として、附属病院の施設又は設備の整備に係るものについて34法人から、②民間金融機関からの借入として、学生寄宿舍の改修事業等について5法人から、それぞれ認可申請があった。
- 平成26事業年度における長期借入金償還計画の認可については、①国立大学財務・経営センターへの債務償還として43法人から、②民間金融機関への債務償還として23法人から、償還計画の認可申請があった。
- これらについて審議を行った結果、原案のとおりで差し支えないとの意見であった。

(2) 国立大学法人の中期目標・中期計画の変更について

国立大学法人法第30条第3項、第31条第3項の規定に基づき、文部科学大臣は、国立大学法人等の中期目標の変更又は中期計画の変更の認可をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

- 中期目標・中期計画の変更のうち、「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」については22法人、「中期目標期間を超える債務負担」については3法人、「別表（学部、研究科等）」については41法人から変更の申請があった。
- これらについて審議を行った結果、原案のとおりで差し支えないとの意見であった。

(3) 国立大学法人の役員報酬規程及び役員退職手当規程の改正について

準用通則法第53条第2項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会は、届出のあった役員報酬規程及び役員退職手当規程が、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができることとされている。

- 役員報酬規程については65法人、役員退職手当規程については3法人から変更の届出があった。
- これらについて審議を行った結果、特段の意見はなかった。

2. 大学共同利用機関法人分科会

第27回（平成27年2月25日開催）

国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会の下に置かれた「業務及び財務等審議専門部会」が開催され、以下の審議を行った。

（1）大学共同利用機関法人の長期借入金償還計画の認可について

国立大学法人法第34条第2項の規定に基づき、文部科学大臣は、国立大学法人等の長期借入金償還計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

- 平成27事業年度における長期借入金償還計画の認可については、民間金融機関への債務償還として、1法人から、償還計画の認可申請があった。
- これについて審議を行った結果、原案のとおりで差し支えないとの意見であった。

（2）大学共同利用機関法人の役員報酬規程及び役員退職手当規程の改正について

準用通則法第53条第2項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会は、届出のあった役員報酬規程及び役員退職手当規程が、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができることとされている。

- 役員報酬規程について、3法人から変更の届出があった。
- 役員退職手当規程について、1法人から変更の届出があった。
- これについて審議を行った結果、特段の意見はなかった。